

健康保険証(被保険者証)の交付について

关于健康保险证(被保险者证)的交付

協会けんぽの健康保険証(水色)は以下のとおりです。被扶養者も含めて加入者1人1枚のカードとなります。

下图是全国健康保险协会所发行的保险证样本(淡青色)。对被保险者以及所有的被抚养家属每人发给一张健康保险证。

協会けんぽの健康保険証(被保険者証)のイメージ

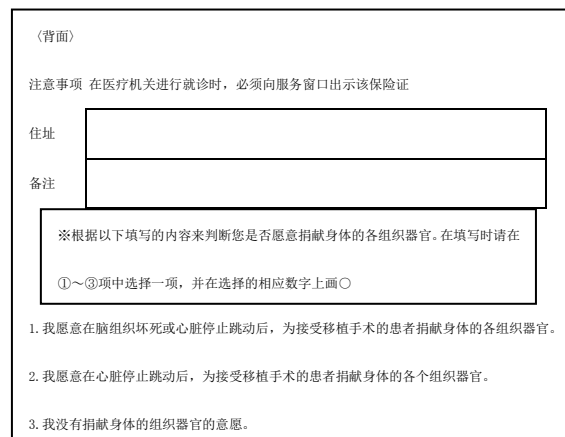
全国健康保险协会发行的健康保险证(被保险者本人保险证)样本



健康保険証(被保険者証)の取扱いにあたって

关于健康保险证(被保险者本人的保险证)的使用方法

- 健康保険証の交付を受けたときは、直ちに裏面の住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 在领取到保险证以后，立即在保险证背面的住址栏内亲笔填写上所居住的地址，并要妥善保管好保险证，以防丢失。



- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず健康保険証を窓口で提出してください(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は高齢受給者証を添えて提出してください)。
- 在到医疗机构进行就诊时，必须向服务窗口出示保险证(过了70岁生日的被保险者，在70岁生日的下一个月开始(如果生日是1日的话就在生日当月)，就诊时除保险证以外还要同时出示老年证)。
- 業務上での病気やケガでは健康保険での診療は受けられません。
- 工作时间内所发生的伤病不能使用健康保险进行治疗。
- 交通事故等により健康保険で受診したときは、かならず「第三者の行為による傷病届」を管轄の全国健康保険協会支部人に提出してください。
- 由于交通事故所导致的伤害，在使用健康保险接受治疗的情况下，必须向管辖区域内的全国健康保险协会支部提

交「第三者所导致伤害报告」。

- 被保険者の資格を喪失したとき、又はその被扶養者でなくなったときは、保険証は使用できませんので、5日以内に健康保険証を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、管轄の全国健康保険協会支部に返納してください。
- 被保険者失去被保险资格，或者被抚养家属失去被抚养资格时，不能使用现有的保险证，应在5日之内将保险证退还给用人单位。但是，自愿继续被保险者可直接退还给管辖区域内的全国健康保险协会支部。
- 不正に健康保険証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- 对不正当使用健康保险证的行为，将依据刑法规定判处其为诈骗罪，并处以刑事处罚。
- 健康保険証の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して提出し、訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の方は、管轄の全国健康保険協会支部に直接提出し、訂正を受けてください。
- 健康保険証上所记载的内容如有变更时，应立即通知用人单位，并由用人单位向全国健康保险协会提交变更申请，进行更正。但是，自愿继续被保险者可由本人直接向管辖区域内的全国健康保险协会支部提出申请，进行更正。
- 健康保険証を紛失したときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」を直ちに事業主を経由して提出し、再交付を受けてください。ただし、任意継続被保険者の方は、管轄の全国健康保険協会支部に直接提出してください。き損した場合は、再交付申請書とともにき損した健康保険証を添付してください。
- 保险证如有遗失，应立即通过用人单位向管辖区域内的全国健康保险协会支部提交「健康保险被保险者保险证重新交付申请书」，并重新领取保险证。但是，自愿继续被保险者可由本人直接向管辖区域内的全国健康保险协会支部提出申请。

如保险证有破损，在提交重新交付申请的同时须退还已破损的保险证



Japan Health Insurance Association